２０１５年８月１８日

大阪府豊能府税事務所長

　　　　　　島田　賢司　　様

自治労大阪府職員労働組合

税 務 支 部　豊 能 分 会

分 会 長 　北　　正和

要　求・要　望　書

　豊能府税事務所に勤務する職員が健康で働きやすい職場環境づくりのため下記のとおり要求します。

1　これまでの労使慣行を遵守すること。

2　労働安全衛生基準を順守し、快適な職場環境の保持に努めること。

冷暖房運転については、職員の健康管理に留意して行い、年間を通じて執務室を適温に保つよう弾力的に行うこと。また、冷暖房装置の適正運転のため、整備・点検を行うこと。

3　安全衛生委員会の機能を強化し、組合員の健康の保持増進をはかる体制を充実すること。

4　庁舎・施設に係る震災等災害時の耐震性の確保や執務室内の安全対策の充実を図ること。

5　休憩時間において窓口対応を行った組合員の「休憩場所」を確保すること。

6　健康管理の観点から、ＯＡ化・Ａ版化に対応した机等の配置を引き続き行うこと。

７　職員の安全確保の観点から庁用自動車（自転車含む）の運行に支障のないよう点検・整備等に努めること。また、古い自転車については買い替えを行うなど適切な措置を講ずること。

　また、以下のとおり要望します。

1　庁用自動車（自転車含む）更新の際は賦課徴収業務にとって利便性の高い車種選定となるよう事前協議を行うこと。

2　庁用自動車運転にかかる交通事故については、分限条例を改正し身分保障をはかるとともに、求償権の放棄を行うこと。